

第3問

〔設問1〕 以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

暴力団A組の組長Xは、配下の組員が暴力団B組の組員に怪我を負わされたことから、B組への報復のため、「B組の組員を軽く痛めつけてこい」と配下の組員Yに指示し、Yは、「分かりました」と答えた。

Yは、B組の組員を探したが、なかなか見つからず、思案していたところ、偶然、A組と敵対する暴力団C組の組長Dを見かけた。Yは、Dを殺害すればA組の勢力が拡大してXが満足するとともに自分の手柄にもなると考え、B組の組員への攻撃の代わりにDの殺害を決意し、特殊警棒でDの頭部等を何度も殴打し、死亡させた。

〔設問2〕 以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

暴力団の組長Xは、組員Aの行状が悪いことから、若頭Yに対し、制裁のためにAに傷害を負わせるという趣旨で「Aをやれ」と指示した。Yは、これを聞いて、Aを殺害するという意味であると誤信し、「分かりました」と答えた。Yは、殺意をもってAを射殺した。

合意と実行行為の内容の比較から論点を発見

合意の内容：
B組組員への傷害

Xの意思：
傷害

予定の変更

要素の違い

実行行為：
C組組長Dの殺害

Yの意思：
殺人

各関係者の意思の違いに着目

Xの意思：
傷害

要素の違い

Yの意思：
殺人